

○宮崎大学国際連携センター専任教員選考規程

〔 令和4年9月22日
制 定 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学国際連携機構規則第13条第2項の規定に基づき、宮崎大学国際連携センター（以下「センター」という。）の専任教員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 専任教員の選考は、宮崎大学センター管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）の議に基づき、学長が行う。

(選考委員会)

第3条 管理運営委員会に、センター専任教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 管理運営委員会委員の中から選出された委員 3人
- (2) センター長

(委員長)

第5条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(選考方法)

第6条 専任教員候補者（以下「候補者」という。）の選考は、公募によることを原則とする。

(候補適任者の選出)

第7条 選考委員会は、候補者について、3分の2以上の委員の出席する同委員会において審議し、出席委員の3分の2以上の同意を得て、候補適任者として管理運営委員会に推薦する。

(候補者の選定)

第8条 管理運営委員会は、前条の規定により推薦された候補適任者について審議し、出席委員の3分の2以上の同意を得て専任教員候補者（以下「候補者」という。）を選定する。

- 2 管理運営委員会は、前項により選定した候補者を学長に推薦する。

(事務)

第9条 選考委員会の事務は、国際連携機構事務部国際連携課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 宮崎大学国際連携センター専任教員選考規程（平成20年9月25日制定）は、廃止する。